

2019年度日本学生支援機構奨学金継続願の提出について

下記の対象者に「奨学金継続願」提出のための書類を配付します。書類を確認の上、必ず期限までにインターネットシステム「スカラネットパーソナル」で「奨学金継続願」を提出してください。「奨学金継続願」の提出がない場合、奨学金が「廃止」となり、終了しますので注意してください。

「奨学金継続願」の申請内容と学業成績等（給付奨学生は加えて経済状況）を総合し、来年度以降の奨学金継続の可否が判定されます。

記

1. 対象学生

給付奨学生、貸与の第一種奨学生または第二種奨学生で2019年10月現在受給中・停止中の者
 ※ただし貸与奨学生は、2020年3月に卒業見込の者、2019年11月以降の採用決定者、休止中の者、緊急採用者については、今回の「奨学金継続願」は除外されます。

2. 書類の配付方法と配付期間

| 奨学生種別 | 配付期間 | 提出媒体と提出期間（締切厳守） | 書類の配付方法 |
|----------------|----------------------------------|--|------------------------------------|
| 給付奨学生 | 2019年12月20日（金） ～2020年1月17日（金） | スカラネットパーソナル 2019年12月20日（金） ～2020年2月7日（金） | 各キャンパス奨学金窓口で配付 （注意）学生証を提示してください |
| 貸与奨学生 （受給中） | | | ポータル掲示の当該お知らせの 添付ファイル |
| 貸与奨学生 （停止中） | | 紙（学習状況届） 2020年1月20日（月） ～2月7日（金） | 各キャンパス奨学金窓口で配付 （注意）学生証を提示してください |

- ・配付した書類の印刷が難しい場合、各キャンパス奨学金窓口でも配付しています。
- ・給付奨学生はインターネット入力に加え、住民税（非）課税証明書、自宅外通学に関する証明書（下宿生のみ）の提出が必要です。

3. 配付と提出の注意事項

(1) 指定日に書類の受け取りができない場合

指定日に書類の受け取りができない場合は、土・日・祝日を除く2020年1月17日（金）までに各キャンパス奨学金担当窓口で受領し、期限までにインターネットシステム「スカラネットパーソナル」で提出してください。

スカラネットパーソナルで継続願を提出する場合、未登録の人はまず登録することが必要となりますので、早めに登録のうえ提出してください。来年度の継続貸与を希望しない場合も、「スカラネットパーソナル」で届け出てください。

なお、次の年末・年始期間は、書類受領または提出（入力）ができませんのでご注意ください。

| | |
|------|-----------------------------|
| 停止期間 | 2019年12月28日（土）～2020年1月5日（日） |
|------|-----------------------------|

(2) 継続願対象者への書類配付キャンパス

皆さんが主に通学しているキャンパス

| | | |
|--------------------|-----------------|---------------------------|
| <問い合わせ先> 中百舌鳥キャンパス | 学生課学務グループ奨学金担当 | Tel 072-254-9116、6174(直通) |
| 羽曳野キャンパス | 事務所 学生グループ奨学金担当 | Tel 072-950-2940 (直通) |
| りんくうキャンパス | 事務所 学生・教務担当 | Tel 072-463-5763 (直通) |